

公 示 日 : 2024 年 4 月 17 日 (水)

調達管理番号 : 24a00199

国 名 : 南アフリカ、ボツワナ、ジンバブエ

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調達件名 : アフリカ地域スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト詳細計画策定調査 (スタートアップ・エコシステム)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : スタートアップ・エコシステム
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 6 月上旬から 2024 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 2.23
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
10 日	37 日	10 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
 - (3) 提 出 期 限 : 2024 年 5 月 9 日 (木) (12 時まで)
 - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- ◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年5月20日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	スタートアップ・エコシステムやスタートアップ育成に係る各種分析・調査及び支援業務
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

● 【南アフリカ】

南アフリカはサブサハラ・アフリカ第2位の経済大国であるが、2020年2月時点の失業率は国内全体で29%、若年層失業率は58%に達しており経済格差や若年層の高い失業率が大きな社会問題である。

南アフリカは、サブサハラ・アフリカ地域の中でナイジェリア・ケニアとともに最も発展したエコシステムの一つに位置付けられる。ケープタウンとヨハネスブルクがスタートアップ・エコシステムの中心地となり、スタートアップの各ステージにてスタートアップをサポートできるプレーヤーが官民で存在している。また、エコシステムの発展を目指す業界団体も活動を行っており、プレーヤー間の連携に向けた取り組みが始まっている。

南アフリカにおけるスタートアップへの投資額はアフリカ地域最大(2023)、また買収額が2百万米ドル以上のスタートアップのM&A(2019年～2023年6月

末)の内、国別買収企業では南アフリカが半数以上を占める。資金余力のある大企業や証券取引所を含む金融システムが他のアフリカに比べ発達していることが大きな理由である。

他方、南アフリカの規制環境は複雑で、起業家や投資家を惹きつけるようなインセンティブや規制の整備が、スタートアップ・エコシステムの成長を後押しするために必要とされている。また、初期/シード資金調達における需給ギャップの縮小、スタートアップに対する支援サービスの質の向上が課題となっている。

かかる状況下、スモールビジネス開発局 (Department of Small Business Development) はスタートアップ・エコシステムの分析や法制度の整備、関係団体の能力強化、ネットワーク構築促進によるスタートアップ・エコシステム強化を目的として開発計画調査型技術協力「広域スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)の実施を我が国に要請した。

【ボツワナ】

ボツワナは1966年の独立以来、順調に経済発展を遂げてきたが、経済はダイヤモンド採掘などの鉱業に偏重し、石油を含む国内消費物は輸入に大きく依存していた。2016年には、ボツワナ政府は2036年までの長期開発戦略を示した「VISION 2036」に基づき累次の国家開発計画において、持続可能な経済開発を掲げている。デジタル化とマインドセットチェンジに焦点を当てており、特にサービスのデジタル化はベンチャービジネスとサービスの点で付加価値が生じると考えられる。また、起業家省を新たに立上、Innovation Hubを運営するなどスタートアップ支援に力を入れている。

かかる状況下、起業家省はスタートアップ・エコシステムの分析や法制度の整備、関係団体の能力強化、ネットワーク構築促進によるスタートアップ・エコシステム強化を目的として開発計画調査型技術協力「広域スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)の実施を我が国に要請した。

【ジンバブエ】

2000年以降、主要産業である農業及び工業の衰退が見られる。教育レベルが高く、良質な人材を輩出している反面、失業率が高く、有能な人材の海外流失が深刻な課題となっている。また、経済の低迷から社会サービスの劣化が顕著であ

り、解決すべき社会的課題も山積している。スタートアップへの支援は、国家開発計画に合致し、デジタル経済を軸とした上位中所得経済国となることを目標とする国家計画 VISION 2030 にも盛り込まれている。

ジンバブエにおけるスタートアップ・エコシステムはまだ初期の段階にあり、2018 年時点の国別資金調達額は 5 百万ドルである。ジンバブエ政府はスタートアップ・エコシステムに関する政策を策定、制定しておらず、その取り組みが求められている。また、スタートアップ・エコシステムに対する資金提供者は少なく、ICT 郵政省傘下の Postal & Telecommunications Regulatory Authority of Zimbabwe (POTRAZ) がイノベーション・ファンドを運用し、一部をスタートアップ支援に活用しているほか、一部の銀行やベンチャーキャピタルは資金を提供しているが、マクロ経済が不安定なこともあり、他国で見られるような大規模なものではない。

複数の大学には、イノベーション・ハブが設置されており、革新的な技術を駆使した製品と社会実装を手掛けているが、スタートアップ企業を育成するまでの機能を十分果たしているとは言えない。また、スタートアップ企業を育成する民間のインキュベーション・ハブも少数存在するが、その規模や質の面で発展の余地を大きく残している。また、各ステークホルダー間の協調や連携が希薄であり、スタートアップが育っていくような活力に乏しい。

かかる状況下、高等教育・イノベーション・科学技術開発省はスタートアップ・エコシステムの分析や法制度の整備、関係団体の能力強化、ネットワーク構築促進によるスタートアップ・エコシステム強化を目的として開発計画調査型技術協力「広域スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を我が国に要請した。

上記を踏まえて、上記 3 か国における開発調査型技術協力に関する詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの枠組みを検討するための必要な情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把

握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また、各国の調査に際し、対象国別のスタートアップ・エコシステムにおけるジェンダーに関連した支援内容や実績等を調査・分析し、ジェンダー平等を推進する視点から課題があるか確認する。課題やニーズがある場合には取組案を提案する。取組案は、実施機関におけるスタートアップ支援に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024 年 6 月上旬～2024 年 6 月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、我が国及び他援助機関 (ILO、UNIDO、UNDP、USAID、世界銀行、NGO、VC 等) のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、3 か国関係機関 (C/P 機関等) や他ドナー、民間セクターのプレーヤー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。作成した質問票 (案) は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024 年 6 月中旬～2024 年 7 月下旬)

- ① JICA 南アフリカ事務所、ボツワナ支所、ジンバブエ支所等との打合せに参加する。
- ② 3 か国側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度、マスタープラン
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

- エ) スタートアップ・エコシステム全体の現状把握、課題分析
 - オ) スタートアップへの投資動向、起業後の成長過程や資金調達における課題分析
 - カ) 他援助機関（ILO、UNIDO、UNDP、USAID、世界銀行、NGO）の活動動向、連携の可能性
 - キ) 民間のキープレイヤー（VC、投資家、インキュベーションやアクセラレーション実施者）による活動動向、課題、連携の可能性
 - ク) 大学によるスタートアップ支援動向、課題、連携の可能性
 - ケ) 現地進出日本企業とスタートアップ間の連携ニーズ・可能性
 - コ) ジェンダーに関連する支援内容やキープレイヤーの活動動向、課題、ニーズ(該当する情報が入手できる場合)
- ④ 上記の課題分析を踏まえて、スタートアップ・エコシステム強化に必要な協力方法について検討する。具体的には以下のとおり。
- ア) 対象国のスタートアップ・エコシステム強化の考え方
 - イ) スタートアップ法案制定及び実施に向けた支援
 - ウ) 支援対象となり得るスタートアップについて(セクター、成長段階、支援案等の整理)
 - エ) 対象国におけるスタートアップ支援機関の能力強化
 - オ) (必要に応じて) ジェンダー課題を解消するための取組
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 事務所等に報告する。

(2) 整理業務 (2024 年 8 月上旬～2024 年 9 月上旬)

- ① 担当分野 (対象国におけるスタートアップの課題分析や他ドナーの動向等) に関して、事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2024年9月30日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版）」（以下同じ）の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

航空賃は「日本-ボツワナ-南アフリカ（ヨハネスブルグ-ケープタウン）-ジンバブエ-南アフリカ（ヨハネスブルグ）-ボツワナ-日本」間について、計上ください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年6月15日～7月21日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と数週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時期に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現地業務日程（予定）：

6/15 日本発

6/16-6/22 ボツワナ

6/22-6/29 南アフリカ（ヨハネスブルグ-ケープタウン）

6/29-7/10 ジンバブエ（7/7以降官団員合流）

7/10-7/16 南アフリカ（ヨハネスブルグ）
7/16-7/20 ボツワナ
7/21 日本着

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) スタートアップ・エコシステム（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA 南アフリカ事務所、ジンバブエ支所、ボツワナ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：基本的に JICA がアレンジしますが、一部面談先はコンサルタントによる調整をお願いする可能性があります
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp にご連絡ください。

- ・ 南アフリカ スタートアップ・エコシステム報告書（案）
- ・ 各国スタートアップ・エコシステムに関する政府側発表資料
- ・ 要請書/調査票
- ・ 実施機関との協議記録

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/ninja_strategy.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所、ボツワナ支所、ジンバブエ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上